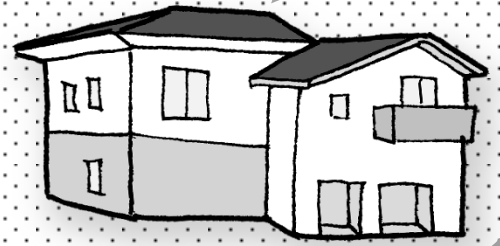


# 今泉区画整理ニュース

第1号

平成28年（2016年）9月30日発行

**発行元** 秦野市 都市部 都市整備課  
TEL 0463-82-5241 / FAX 0463-82-7410  
Eメール t-seibi@city.hadano.kanagawa.jp



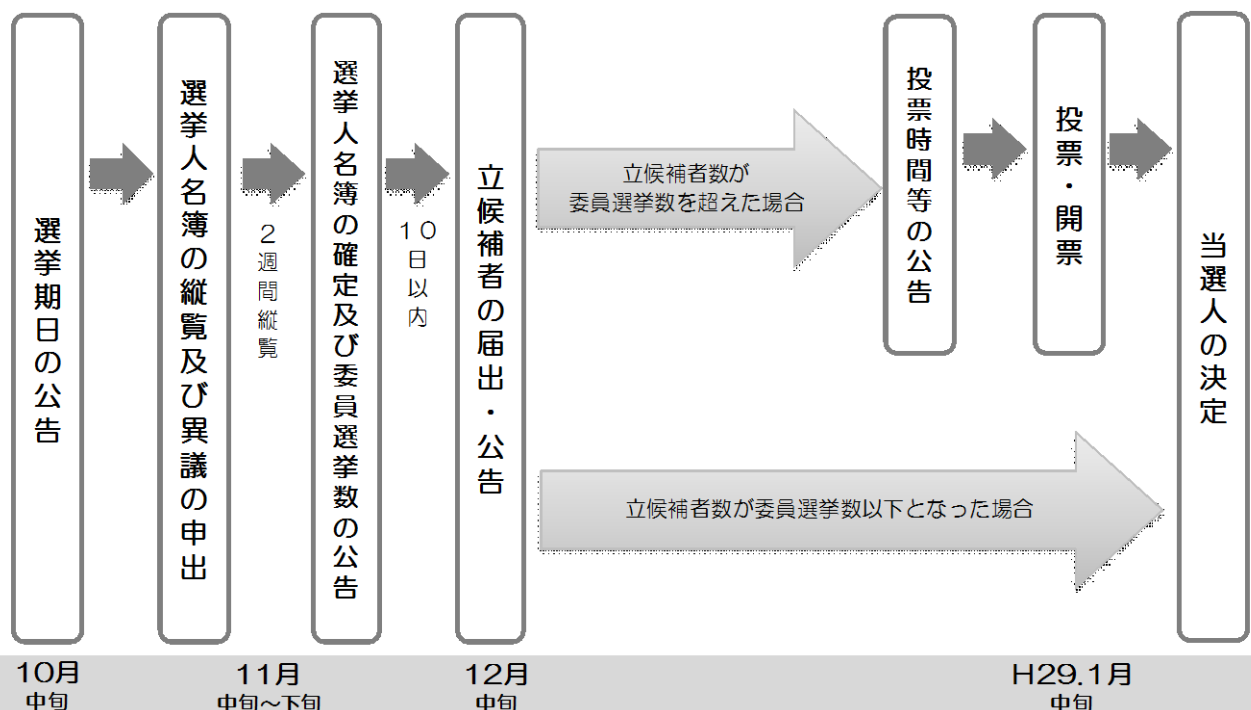
## 今泉区画整理ニュースについて

秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業については、平成27年12月に県の事業認可を受け、皆さまのご協力をいただきながら事業を進めています。

この「今泉区画整理ニュース」では、皆さまのご理解をいただけるよう、事業の進捗状況などをお知らせしたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

## 土地区画整理審議会選挙について

本年6月29日に実施した説明会でも話題にしましたが、区画整理を行うため必要な地域の声を反映させる場として、土地区画整理審議会を設置します。審議会委員の人数は10名で、そのうち8名（土地所有者7名、借地権者1名）は、権利者の皆さまの中から選挙します。選挙スケジュールは次のとおりです。（詳細については、10月頃、土地所有者及び借地権者の皆さまへ別途通知します。）



## 土地区画整理審議会委員選挙の立候補予定者が集まりました

本年7月下旬から、土地所有者の皆さまに、審議会委員に立候補していただける方や推薦できる方などの情報について伺いました。突然の訪問にもかかわらず、快くご対応いただき、ありがとうございました。

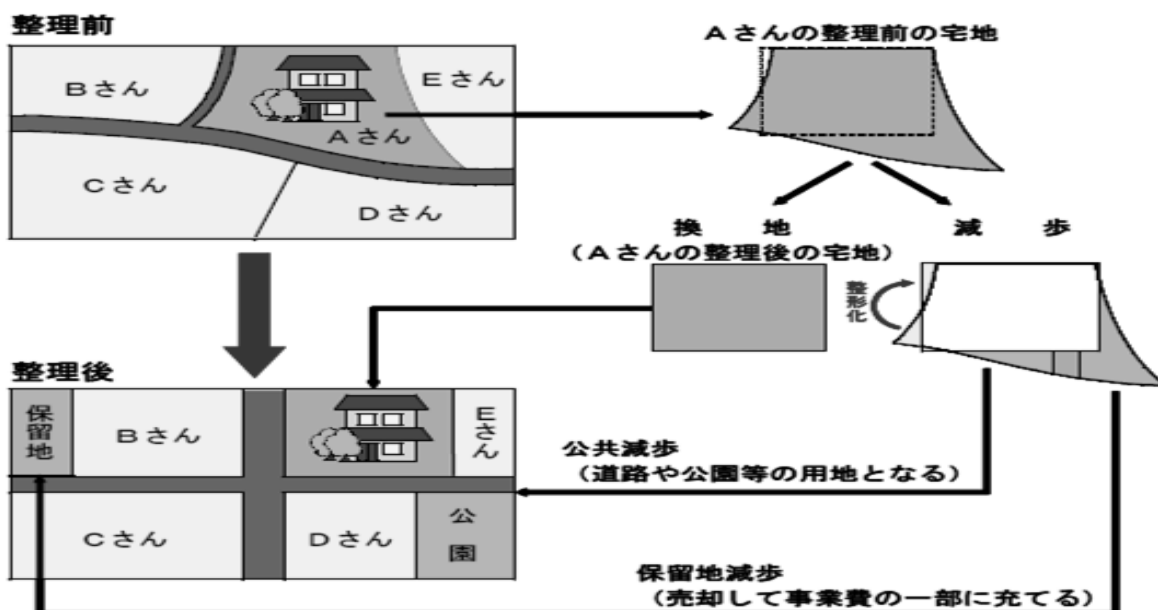
皆さまのご協力により、立候補してくださる方が集まりました。立候補予定の方も、そうでない方も、これからのまちづくりに向け、今後ともよろしく申し上げます。



### ◆用語解説◆

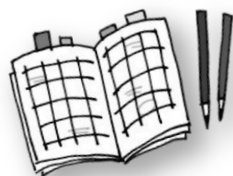
耳慣れない言葉も多い区画整理事業関係の用語を少しずつご紹介します。

**【換地(かんち)】** 土地区画整理事業では、道路・公園の公共施設を整備すると同時に、個々の宅地の条件を考慮しながら、最も利用しやすいように宅地の再配置を行います。この際、元の宅地に対して新しく置き換えられた宅地を換地といいます。(先行買収によりお住まいの土地を売却した方以外は、区画整理後も区域内にお住まいいただけます。)



※ 秦野駅南部(今泉)土地区画整理事業では、保留地減歩はありません。

### 編集後記



本区画整理事業について、現在は、土地の先行買収を中心に進めています。今後は、土地区画整理審議会に諮りながら、換地設計事務を進めていきたいと考えていますので、引き続きご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。